

宮城県医療ソーシャルワーカー協会会則

第一章 総則

(名称及び事務所)

第一条 本協会は宮城県医療ソーシャルワーカー協会と称し、事務所を仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目22番地の1（公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院医療福祉相談室内）におく。

(目的)

第二条 本協会は医療社会事業の正しい発展を期するため会員相互の協力により、その資質を高める地位の確立をはかり以って公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本協会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 会員の教養及び専門技術の向上に関する事項
2. 調査研究に関する事項
3. 普及啓発に関する事項
4. 定期刊行物の発行に関する事項
5. 関係機関との連絡協調に関する事項
6. その他目的達成に必要な事項

第二章 会員

(資格)

第四条

1. 本協会の会員は正会員及び特別会員とする。
2. 正会員は医療社会事業に従事するもの及び理事会で適当と認めた者。
3. 特別会員は医療機関及び医療社会事業に協力する団体。

(会員)

第五条 会員は細則の定めるところにより会費を納めなければならない。

第六条 この会の会員は次の特典を受ける。

1. 講習会、研修会その他の催しに参加すること。

2. 機関誌又は刊行物の配布を受けること。
3. 公益社団法人日本医療福祉協会の協会会員としての特典を受けること。

(退 会)

第七条 会員は下記の場合には退会したものとする。

1. 退会の申し出があったとき。
2. 会費を納めなかったとき。

第三章 役員

(役員及び定数)

第八条 本協会に下記の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名(うち常任理事 若干名)
4. 監事 2名

(任 務)

第九条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は協会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は会長を補佐し、会務を処理する。
4. 理事は会計を審議する。
5. 監事は会計を監査する。

(選 出 方 法)

第十条 会長、副会長、理事及び監事は総会で会員の中から選出する。常任理事は理事の互選とする。

(任 期)

第十一条 役員の仕事は2年とする。但し再選を妨げない。補欠により役員に就任した者の任期は前任者の残存期間とする。

(名 誉 会 長)

第十二条 本協会に名誉会長をおくことができる。名誉会長は総会の議決を経て会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応じる。

(顧問及び相談役)

第十三条 本協会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は理事会の議決を経て会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応じる。

第四章 運営

(機 関)

第十四条 本協会に下記の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会

(総 会)

第十五条 総会は通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎年1回会長が召集する。理事の過半数又は会員の4分1以上の要求があったときは会長は臨時総会を召集しなければならない。

(付 議 事 項)

第十六条 次の事項は総会に付議しなければならない。

1. 会則の変更
2. 事業計画
3. 予算、決算
4. その他の重要な事項

(理 事 会)

第十七条 次の各号の場合には会長は理事会を召集しなければならない。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 理事の2分の1以上の要求があったとき。

第五章 会計

第十八条 本協会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

第十九条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 補則

第二十条 本協会の施行について必要な細則は理事会の議決を経てこれを別に定める。

附則

1. この会は昭和 34 年 4 月 1 日より施行する。
2. この会は公益社団法人日本医療福祉協会の事業に協力するものとする。
3. 昭和 39 年 3 月 30 日一部改正
4. 平成元年 5 月 13 日事務所住所改正
5. 平成 9 年 4 月 16 日事務所住所改正
6. 平成 12 年 4 月 26 日事務所住所改正
7. 平成 27 年 4 月 23 日名称及び事務所住所改正、会則第六条 3 項及び附則 2 項名称変更

宮城県医療ソーシャルワーカー協会細則

(細 則 の 目 的)

第一条 この細則は会則第二十条により会務を行う為に必要な事項を定める。

(入 会 の 手 続 き)

第二条 宮城県医療ソーシャルワーカー協会に加入しようとする者は所定の申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(会 費)

第三条 正会員は年額 8,000 円とする。

特別会員は 1 口年額 5,000 円とする。

(会 費 の 納 入 期 日)

第四条 会費の納入期日は 6 月末日までとする。

(退 会)

第五条 本協会から退会しようとするときは退会届書により届けなければならない。

(総 会 の 召 集)

第六条 総会を召集するには、会議を構成する会員に対し、会議の目的たる事項及び日時場所を示して開催日の 7 日前まで通知するものとする。

(総 会 の 議 長)

第七条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

第八条 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 やむをえない理由のため、総会に出席できない会員の委任状は本条にのみ適用される。

3 前項の規定により委任状を提出する場合には、事前にその旨を書面を以って議長に届出なければならない。

(総 会 の 議 決)

第九条 総会の議決は出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議 事 録)

第十条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開会の日時場所
2. 会員の現在数
3. 総会の出席した会員の氏名（第八条の規定により出席者とみなされる者を

含む。本条において以下同じ。)

4. 議決事項
5. 議事の経過の概要
6. 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には出席会員の中からその総会において選出された議事録署名人壱名が署名しなければならない。

(理事会の議長)

第十一条 理事会の議長は、理事会において出席理事の中から選出する。

(理事会の定足数)

第十二条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第十三条 理事会の議決は理事の過半数の同意を以って決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(細則の改正)

第十四条 この細則を改正するには理事会において参分の弐以上の賛成がなければならない。

(細則の施行)

昭和 39 年 3 月 30 日 改正

昭和 43 年 月 日 会費額改正

昭和 45 年 月 日 事務所住所改正

昭和 46 年 月 日 会費納入日改正

昭和 50 年 月 日 会費額改正

昭和 59 年 月 日 事務所住所改正

平成 元年 月 日 総会に関する件改正

平成 9 年 4 月 16 日 事務所住所改正

平成 12 年 4 月 26 日 事務所住所改正

平成 27 年 4 月 23 日 名称及び事務所住所改正